

閲覧用

(仮称) 葛飾区住宅宿泊事業の適正
な運営の確保に関する条例

素 案

※こちらは**民泊**についての条例です。

※ご意見提出用紙は、ファイルの中にございます。

ご自由にお持ちください。

パブリック・コメント実施期間

令和7年9月22日（月）～10月21日（火）

（仮称）葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（素案）

ご意見募集

◆ 「（仮称）葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（素案）」へのご意見をお寄せください。

区内において、宿泊できる施設が増え、区へ来訪される方の受け皿となっている一方で、管理者の常駐しない小規模な宿泊施設においては、騒音等の苦情が多く寄せられていることから、区として対策を検討してきました。

住宅宿泊事業の適正な運営を推進していくためには、区、事業者、宿泊者等の責務、事業の実施の制限、事業者に対する指導等の対応を明確にし、周辺住民の良好な住環境を維持していく必要があります。

このため、新たに条例を作成することとし、「（仮称）葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（素案）」を作成しました。今後の検討にあたり、ご意見をお寄せください。

◆ 条例の概要

（１）目的

住宅宿泊事業を実施する期間の制限その他住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する区民の生活環境への悪影響を防止し、住宅宿泊事業者と地域住民との信頼関係の構築を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

（２）区、区民、住宅宿泊事業者、宿泊者の責務

住宅宿泊事業者の施設巡回に関する努力義務等、それぞれの責務について定める。

（３）住宅宿泊事業の実施の制限

規則で定める場合（管理者が施設等に常駐する場合）を除き、商業地域を除く地域で、月曜日の正午から土曜日の正午まで（国民の祝日の正午から翌日の正午まで及び 12 月 29 日正午から翌年 1 月 4 日正午までを除く。）住宅宿泊事業を実施できないことを定める。

（４）苦情等への対応

住宅宿泊事業者等の苦情等の対応に関する事項を定める。

（５）届出住宅の公表

届出住宅に関する公表事項を定める。

（６）指導、勧告、業務改善命令及び違反者の公表

区による、住宅宿泊事業者に対する指導及び勧告等の実施に関する事項を定める。

（７）既存施設への適用

住宅宿泊事業の実施の制限は当分の間適用せず、その他（違反者の公表等）は適用する。

◆ 公表事項

「（仮称）葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（素案）」

◆ 閲覧・意見提出期間

令和 7 年 9 月 22 日（月）～10 月 21 日（火）

◆ 閲覧場所

生活衛生課、区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、産業経済課、各図書館（改修工事中の図書館を除く※）

区公式ホームページからもご覧になれます。

※お花茶屋図書館は期間中閲覧不可。中央図書館は令和7年9月30日（火）まで閲覧可能。

◆ ご意見提出方法

ご意見提出用紙（ファイル内別紙）または任意の書式に「ご意見・住所・氏名・電話番号」をご記入のうえ、郵送、FAX、持参いずれかの方法で提出してください。なお、提出先は、保健所生活衛生課のみとなりますのでご注意ください（その他の閲覧場所での提出はできません。）。

また、区公式ホームページからの電子申請も可能です。

◆ ご意見の取扱い

今回お寄せいただいたご意見につきましては、今後の検討の参考にいたします。

また、提出されたご意見の概要と区としての考え方を後日公表します。

ご意見をいただいた方への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

◆ 提出・問い合わせ先

〒125-0062 東京都葛飾区青戸4-15-14 健康プラザかつしか内

健康部（保健所） 生活衛生課 環境衛生担当係

電話番号：03-3602-1242 FAX番号：03-3602-1298

(仮称) 葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例 (素案)

(目的)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、住宅宿泊事業を実施する期間の制限その他住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する区民の生活環境への悪影響を防止し、住宅宿泊事業者と地域住民との信頼関係の構築を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「区民」とは、葛飾区(以下「区」という。)内に在住し、在勤し、又は在学している者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(区の責務)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、住宅宿泊事業及び住宅宿泊管理業の適正な運営の確保に関する施策を策定し、これを実施しなければならない。

(区民の責務)

第4条 区民は、区が実施する前条の施策に協力するよう努めるものとする。

(住宅宿泊事業者等の責務)

第5条 住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者（以下「住宅宿泊事業者等」という。）は、住宅宿泊事業の実施により届出住宅の周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

2 住宅宿泊事業者等は、宿泊者が宿泊している期間、自らが管理する届出住宅及びその周辺を毎日巡回するよう努めなければならない。

3 住宅宿泊事業者は、区が実施する観光振興、商店街振興その他の施策に協力するよう努めなければならない。

(宿泊者の責務)

第6条 宿泊者は、届出住宅を利用するに当たっては、届出住宅の周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第7条 法第11条第1項第2号に規定するときは、第18条の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる商業地域を除く区の全域（以下「制限区域」という。）において、月曜日の正午から土曜日の正午まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の正午から翌日の正午まで及び12月29日正午から翌年1月4日正午までを除く。）は、住宅宿泊事業を実施することができない。た

だし、葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める場合は、この限りでない。

- 2 届出住宅を構成する建築物の敷地が制限区域の内外にわたる場合において、当該敷地の過半が制限区域に属するときは、当該敷地は制限区域内にあるものとみなして、前項の規定を適用する。

（苦情等への対応）

第8条 住宅宿泊事業者等は、法第10条（法第36条において準用する場合を含む。）の規定により、届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せ（以下「苦情等」という。）については、適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。

- 2 前項の規定による対応は、苦情等の内容に応じ、現地に赴いて行うよう努めなければならない。
- 3 住宅宿泊事業者等は、苦情等に対応したときは、当該苦情等を受けた日並びに当該苦情等及び対応の内容を記録し、その記録の日から3年間これを保存しなければならない。

（届出住宅の公表）

第9条 葛飾区長（以下「区長」という。）は、届出住宅に関する次の事項を公表するものとする。

- （1）所在地
- （2）届出番号
- （3）届出日

- 2 区長は、住宅宿泊事業者が住宅宿泊管理業務の委託をする場合において、前項に掲げる事項に加え、住宅宿泊管理業者について次に掲げる事項を公表するものとする。

- （1）商号、名称又は氏名及び連絡先
- （2）登録番号

（指導及び勧告）

第10条 区長は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき（法第15条の規定による命令をすることができるときを除く。）は、その必要の限度において、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるよう指導し、及び勧告することができる。

- 2 区長は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき（法第41条第2項の規定による命令をすることができるときを除く。）は、その必要の限度において、住宅宿泊管理業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるよう指導し、及び勧告することができる。

(業務改善命令)

第 11 条 区長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による指導及び勧告を受けた者が当該指導及び勧告に従わないときは、当該指導及び勧告を受けた者に対し、相当の期間を定めて、同条第 1 項又は第 2 項の措置をとるべきことを命ずることができる。

(違反者の公表)

第 12 条 区長は、法第 15 条若しくは第 41 条第 2 項又は前条の規定による命令に従わない者について、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 商号、名称又は氏名
 - (2) 届出住宅の所在地
 - (3) 当該業務改善命令の内容
- (委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に法第 3 条第 1 項の規定により住宅宿泊事業を営む旨の届出をしている住宅については、第 7 条の規定は、当分の間、適用しない。

「(仮称)葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例(素案)」
及び「葛飾区旅館業法施行条例の一部改正(素案)」

ご意見提出用紙

ご意見をご記入の上、令和7年10月21日(火)【必着】までに、郵送またはFAXでお送りいただくか、健康部(保健所)生活衛生課(東京都葛飾区青戸4-15-14 健康プラザかつしか内)までお持ちください。区公式ホームページからの電子申請でもご提出いただけます。

任意の書式による提出も可能ですが、住所・氏名・電話番号を必ずご記入ください。

ご意見			
→ ☐ 民泊	(仮称)葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例(素案)への意見		
→ ☐ 旅館	葛飾区旅館業法施行条例の一部改正(素案)への意見		
住 所(必須)			
氏 名(必須)		電話番号(必須)	

必ず該当する意見にチェックをしてください。

〈ご意見の続きは、裏面にご記入ください。〉

お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方を、後日公表します。

ご意見をいただいた方への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

【提出・問い合わせ先】

〒125-0062 東京都葛飾区青戸4-15-14 健康プラザかつしか内
健康部(保健所) 生活衛生課 環境衛生担当係
電話 03-3602-1242 FAX番号 03-3602-1298

[illegible]

表面に必ず住所・氏名・電話番号を記入してください。